1. 調　停

調停の申請手数料は調停を求める事項の価額によって決まります。例えば、損害賠償を求める場合は、その額が求める事項の価額になります。

この手数料は、納付書による金融機関の窓口での納付となります。

その申請手数料は下表のとおりです。

なお、価額の算定が不可能な場合、例えば騒音、振動の差止めなどの調停を求める場合には、価格を５００万円として算定します。したがってこの場合必要な手数料は３，８００円です。

公害調停申請手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調停を求める事項の価額 | 手数料 | 調停を求める事項の価額 | 手数料 |
| 50万円 | 1,000円 | 900万円 | 6,600円 |
| 100万円 | 1,000円 | 1,000万円 | 7,300円 |
| 200万円 | 1,700円 | 2,000万円 | 13,300円 |
| 300万円 | 2,400円 | 3,000万円 | 19,300円 |
| 400万円 | 3,100円 | 4,000万円 | 25,300円 |
| 500万円 | 3,800円 | 5,000万円 | 31,300円 |
| 600万円 | 4,500円 | 6,000万円 | 37,300円 |
| 700万円 | 5,200円 | 7,000万円 | 43,300円 |
| 800万円 | 5,900円 | 8,000万円 | 49,300円 |

（算定方式）

なお、上記の手数料は、調停を求める事項の価額に応じて次に定めるところにより算出して得た額となります。

Ⅰ）調停を求める事項の価額が１００万円まで………………………………１，０００円

Ⅱ）調停を求める事項の価額が１００万円を超え

１，０００万円までの部分……………………………その価額１万円までごとに７円

Ⅲ）調停を求める事項の価額が１，０００万円を超え

１億円までの部分……………………………………その価額１万円までごとに６円

Ⅳ）調停を求める事項の価額が１億円を超える部分…その価額１万円までごとに５円

1. あっせん

あっせんの申請手数料は無料です。

1. 仲　裁

仲裁の申請手数料の定め方は、調停の場合と同様ですが、その額は異なります。

詳細は、大阪府公害審査会事務局へお問い合わせください。